

香川県駐車場規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年1月13日

香川県知事 浜田恵造

香川県規則第1号

香川県駐車場規則の一部を改正する規則

香川県駐車場規則（平成5年香川県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(駐車させることのできる自動車) 第3条 駐車場に駐車させることのできる自動車は、道路交通法（昭和35年法律第105号） <u>第2条第1項第9号に規定する自動車（同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車で、側車付きでないものを除く。）</u> で、車体（積載物又は取付物を含む。）の大きさが長さ5.5メートル（高松空港県営駐車場にあっては、長さ5メートル）以下、幅2メートル以下、高さ2メートル（香川県玉藻町駐車場にあっては高さ2.2メートル、高松空港県営駐車場にあっては高さ2.5メートル）以下のものとする。	(駐車させることのできる自動車) 第3条 駐車場に駐車させることのできる自動車（以下「自動車」という。）は、道路交通法（昭和35年法律第105号） <u>第3条に規定する普通自動車で、車体（積載物又は取付物を含む。）の大きさが長さ5.5メートル（高松空港県営駐車場にあっては、長さ5メートル）以下、幅2メートル以下、高さ2メートル（香川県玉藻町駐車場にあっては高さ2.2メートル、高松空港県営駐車場にあっては高さ2.5メートル）以下のものとする。</u>

附 則

この規則は、平成29年3月12日から施行する。